

令和5年度原子力安全研修所における状態監視保全研修設備の点検調査等業務に係る  
入札可能性調査実施要領

令和5年10月4日  
原子力規制委員会  
原子力安全人材育成センター  
人材育成課

原子力安全人材育成センターでは、令和5年度原子力安全研修所における状態監視保全研修設備の点検調査等業務の実施に当たって、一般競争入札（最低価格落札方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、5. 提出先までご登録をお願いします。

## 1. 事業内容

当センターが管理している原子力安全研修所（以下、「研修所」）に設置している状態監視保全研修設備（以下「設備」）の点検調査等業務を行うもの。研修所に設置している設備は、2006年度から2012年度にかけて設置したものであり、その後一部機器を除いて保守点検等を行っておらず、近年故障等のトラブルが続いている。当該設備は引き続き研修に活用することが期待されているため、設備の保全計画を策定する予定である。そのため、研修所設備全般の点検調査を行うものである。

### 1.1. 事業の具体的内容

別紙「令和5年度原子力安全研修所における状態監視保全研修設備の点検調査等業務仕様書」による。

### 1.2. 事業期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

## 2. 登録内容

- ・事業者名
- ・連絡先（住所、TEL、E-mail、担当者名）

## 3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

#### 4. 公募期間

令和5年10月4日 ～ 令和5年10月13日

#### 5. 提出先 郵送又は E-mail にてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9

原子力安全人材育成センター

人材育成課

山崎 俊一 宛て

【TEL】 03-6277-6924

【E-mail】 yamazaki\_shunichi\_e6b@nra.go.jp

(登録例)

令和 年 月 日

原子力規制委員会  
原子力安全人材育成センター  
人材育成課 宛て

令和5年度原子力安全研修所における状態監視保全研修設備の点検調査等業務

令和 年 月 日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録致します。

登録内容

- ① 事業者名
- ② 連絡先
  - 住所
  - 電話
  - E-Mail
  - 担当者名

## 仕様書

### 1. 件名

令和5年度原子力安全研修所における状態監視保全研修設備の点検調査等業務

### 2. 目的

本事業は、茨城県ひたちなか市の原子力安全研修所に設置している研修で使用する状態監視保全研修設備について、経年の劣化具合及び不具合箇所を特定するため点検を行うとともに、計画的な保全に資する修繕計画を策定することを目的とする。

### 3. 点検対象設備と予定数量

点検対象の状態監視保全技術試験設備は以下のとおり。

- ① 横型ポンプ試験ループ（レーザー可視化装置は含まず。） 1台
- ② 縦型ポンプ試験ループ 1台
- ③ 歯車増速機試験装置 1台
- ④ モータ試験装置 1台
- ⑤ ファン試験ループ 1台
- ⑥ 小口径配管試験ループ 1台

### 4. 作業内容

#### (1) 点検

点検項目については、以下にあげるものを基本として行うこととし、機器固有の点検項目があれば提案し、点検項目追加については原子力安全人材育成センター担当者（以下「センター担当者」。）と協議し決定すること。今回の点検は、外観及び運転中の不具合について実施するものであり、全体を分解して総点検を行うものではない。

- 1) 運転マニュアル、保守手順書、設計竣工図、修繕履歴等の図書類の有無
- 2) 外観点検
- 3) 異音、異臭、損傷、汚損、発錆、水漏れ、油漏れ等の有無の確認（運転時含む）
- 4) 計器、表示灯の状態確認（運転時含む）
- 5) 端子部の緩み
- 6) 締付部の緩み
- 7) ベルト等の張力、摩耗状況
- 8) 軸受等の摩耗状況
- 9) 各スイッチの動作点検

## (2) 報告書等作成

- 1)上記(1)にて行った点検結果を報告書に纏めて提出すること。
- 2)点検結果から、劣化等が著しく今後の研修実施において支障をきたすことが懸念される箇所について特定し、緊急の対策工事に係る範囲を示し、その方法や概算工期を提示すること(短期修繕計画)。ただし、分解点検などを実施しないと判断できない箇所については、経過年数等を考慮した対策を提示すること。
- 3)今後直近10年間、従来通り当該設備を研修に活用するとして、その間の保全に係る具体的な内容を整理し、保全の範囲と予備品類の推奨ストック等を算出し、その方法や概算工期等を提示すること(中期保全計画)。

なお、令和5年度に3.点検対象設備と予定数量に示す設備を利用した研修は以下のとおり。

- ・施設管理(状態監視)研修 2回×3日/年

上記1)の点検が終了した段階で、センター担当者に点検結果を現地にて口頭概略報告すること。その後センター担当者の方針指示に従い、上記2)3)の短期修繕計画及び中期保全計画を作成すること。2)3)は1)の最終報告書に含めて良い。

## 4. 契約期間並びに点検時期

(1) 契約期間 契約締結日～令和6年1月31日

(2) 点検の時期

下表にスケジュールを示す。作業の合理化等の理由で、受注者がスケジュールの変更が必要と判断した場合には、契約後担当者に申し出て、別途日程を協議することができる。

| 実施項目      | 11月  | 12月   | 1月    | 備考 |
|-----------|------|-------|-------|----|
| (1)点検     | ▼    |       |       |    |
| (2)報告書等作成 |      | ▼     | ▼     |    |
| —         | 点検実施 | 現地報告等 | 報告書作成 |    |

## 5. 提出図書

以下の提出図書を、原則として電子ファイル((PDF形式、Word、Excel)により提出すること。提出は、電子メール又は当該電子ファイルを格納した電磁的記録媒体(CD-R若しくはDVD-R)によることとする。

(1) 完了届

(2) 点検報告書、短期修繕計画書及び中期保全計画書 1部

## 6. 情報セキュリティの確保

受注者(請負者)は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制についてセンター担当者に書面で提出すること。

(2) 受注者は、センター担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。

(3) また、本業務において受託者が作成する情報については、センター担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてセンター担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受入れること。

(5) 受注者は、センター担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

(6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

## 7. その他

(1) 本仕様書において疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき及び本仕様書に記載のない細部事項については、センター担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(2) 作業実施者は、センター担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。

(3) 業務上不要な事項が生じた場合は、センター担当者を確認の上、その指示に従うこと。

(4) 常に、センター担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。

(5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検取合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

(6) 成果物納入後に受注者の責による不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。